

【創業 3 年以上の方】

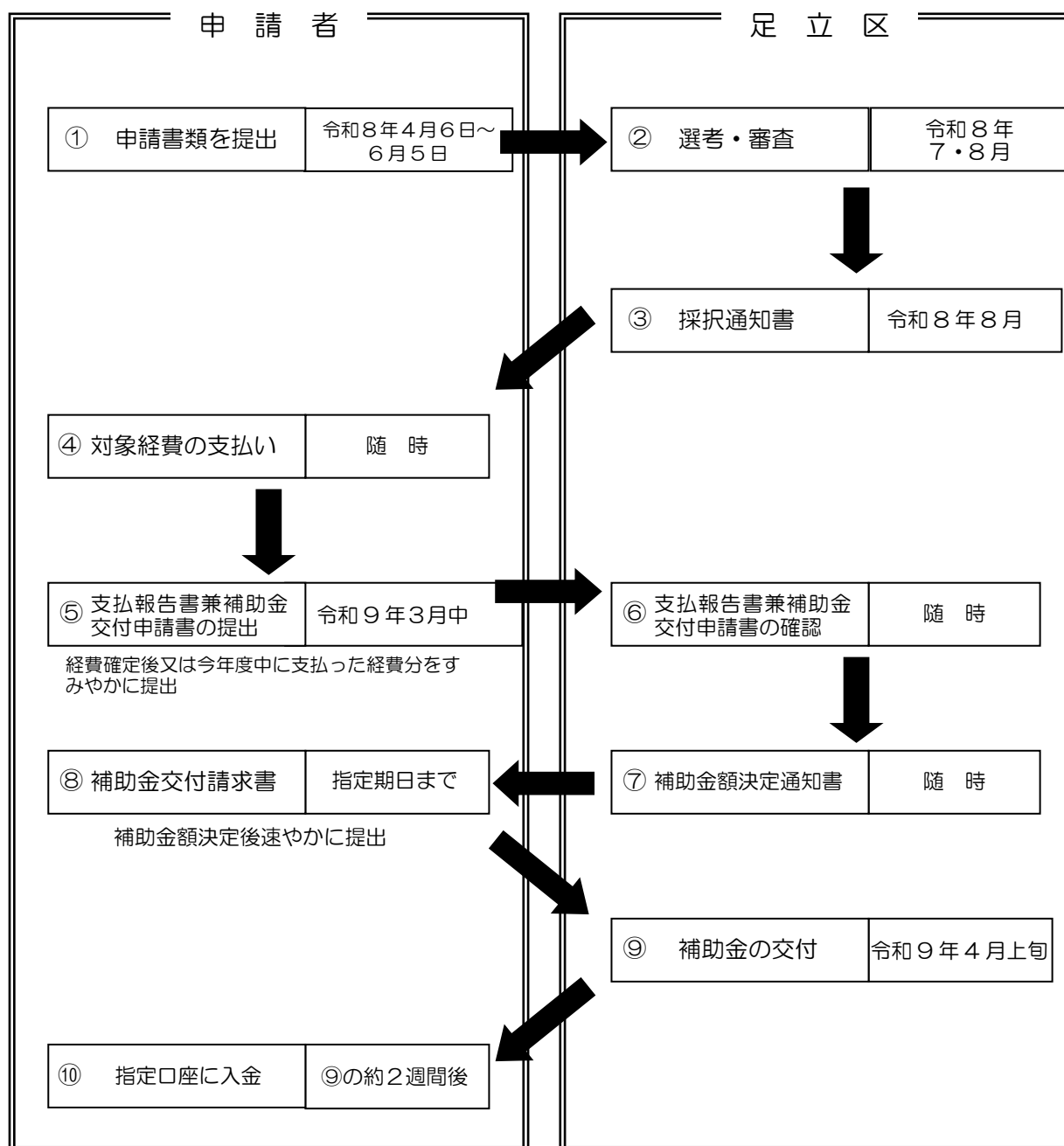
新製品・新技術・新サービスを開発し、
事業化へ挑戦する方へ

令和 8 年度 新製品・新事業開発補助金 (募集要項)

足立区 産業経済部

企業経営支援課 イノベーション推進担当

～ 申請から補助金交付までの流れ ～



上記は、おおまかな流れを示したものです。

日程は予定であり、変更の可能性があります。

事業内容によっては書類の提出時期等が異なりますので、次ページ以降をよくお読みください。

1 募集のご案内

足立区では、新しい製品・技術・サービス等を開発又は改良し、新たな分野への展開を図る区内事業者を応援するため、「新製品・新事業開発補助金」を実施します。

この補助金は、区内産業の活性化を目的として、優れたアイデアを持つ事業者が新たな事業を実現するために必要とする開発等の経費の一部を補助するものです。

2 補助対象事業（100万円以上）及び交付額

【試作品開発コース】

〔試作品から実用化まで2年以上に渡って製品化に向けて取り組み、初年度に試作品の開発を行う事業〕

新しい機能を付加した製品や新しい製造技術等に関するハード面の研究開発で、試作品の設計、製作、試験評価等が対象です。

【実用製品化・新事業提案コース】

・実用製品化コース

ア 単年度で試作品開発から実用製品化まで取り組む事業

イ 前年度以前に試作品が完成し、実用製品化に向けて取り組む事業

ウ 試作品開発が完了し、製品や技術そのものの付加価値を高め、実用製品化に向けた取り組み（改良、試験評価等）に係る事業

・新事業提案コース

一定の新規性があり相当程度市場で普及していない新たなサービスを創出する事業

試作品開発コース	補助上限額：300万円 補助率1/2以内
実用製品化・新事業提案コース	補助上限額：500万円 補助率1/2以内

（1万円未満切捨て、いずれも補助率1/2以内）

※ 上記のいずれかの1コースのみ、申請出来ます。

※ 2次審査（面接選考）によって補助上限額を決定します。



※ SDGsの達成に貢献する事業で、今年度は特に開発目標中の二酸化炭素実質排出ゼロに向けた事業やユニバーサルデザインに配慮した事業について加点します。

（例） 自家発電のための新製品の開発 など

（例） 使う人の年齢、性別、障害などに関係なく、使い易くデザインされた新製品の開発 など

3 申請要件

中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業者であり、次の(1)～(6)の全てに該当すること。

(1) 足立区内に本社及び主たる事業所を有し（令和9年3月末日までに本社及び主たる事業所を足立区内に移転予定の場合を含む。）、事業を営んでいる個人若しくは 10ページの別表に掲げる法人又は中小企業者を構成員とする組合で、令和8年4月1日現在、創業して3年を経過している（創業が令和5年4月1日以前）こと

※ 法人の場合は足立区内に本店登記があり、個人事業者は足立区内の住所で開業届出をしていること

(2) 国又は地方公共団体等から同一の内容・事業で他の類似する補助金や助成金等の交付を受けていない又は受ける見込みがないこと

- (3) 住民税、法人税等の諸税を滞納していないこと
- (4) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体でないこと
- (5) 暴力団又はその構成員の統制の下にある団体・個人でないこと
- (6) 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律第 2 条に規定する風俗営業等を営む事業者でないこと

4 事業要件

次の(1)～(10)の全てに該当する事業内容であること。

- (1) 事業活動の拠点が、足立区内であること。又は、令和 9 年 3 月 31 日までに足立区内に移転する予定であること
- (2) 「試作品開発コース」「実用製品化・新事業提案コース」事業は、補助対象経費が 100 万円以上であること。
- (3) 先見性があり、かつ実現性を伴う事業であること
- (4) 試作品開発コースの場合には、採択日から令和 9 年 3 月 31 日までの間に成果物を完了すること
- (5) 実用製品化・新事業提案コースの場合には、採択日から令和 9 年 3 月 31 日までの間に事業の成果によって売上が生じる事業であること
- (6) 最終成果物（試作品）の数量は、必要最小限の数量とすること
- (7) 公的資金で補助する事業として、社会通念上、適切と認められる事業であること
- (8) 申請書記載の開発人員及び本申請事業における成果物（試作品、機械装置、外注先の製作物等）が確認できること
- (9) 海外で発行する経理関係書類やその他文書については、日本語訳の添付が必要です
- (10) 補助対象期間中に申請要件を満たさなくなった場合、補助対象期間内であっても打ち切ることがあります

5 補助対象外事業の例

- (1) 新製品・新技術の研究開発事業の場合、研究開発の主要な部分が自社開発ではないもの
- (2) 新たなサービス創出事業の場合、構想、企画等の主要な部分を申請者が担わないもの
- (3) **事業のアイデア段階から研究開発や製造等の全部又は大部分を外注（委託）しているもの**
- (4) **既存製品・既存事業の模倣に過ぎないもの**
- (5) 開発計画に具体性がないもの
- (6) 食料品及び医薬品の開発・研究
- (7) 生産・量産用の機械装置・金型の導入等、設備投資を目的としているもの
- (8) 開発した試作品自体の販売を目的としているもの
- (9) 新製品等の研究開発に直接の関係が無い、又は明確に特定できないもの
- (10) 採択された補助対象経費の見積業者が変更された場合は、変更前の見積業者の経費は補助対象経費とはなりません。変更後の見積業者の補助対象経費のみとなります。

6 対象経費

足立区内で行う事業のうち、下表に該当する経費が補助金の交付対象になります。(税込み)

経費区分	内 容
原材料・ 副資材費	<p>開発費の構成部分、研究開発の実施に直接使用し消費される原料、材料、及び副資材費の購入に要する経費 〔例：鋼材、機械部品、電気部品、科学薬品、試験用部品等〕</p> <p><注意事項></p> <p>ア 試作品の一部として構成又は組み込まれる部品等は、原材料・副資材とみなし、本経費区分に計上してください。</p> <p>イ 購入する原材料等の数量は補助事業中に使い切る必要最小限にしてください。補助事業終了時点での未使用残存費は補助対象となりません。開発中に生じた仕損じ品やテストピース等を補助対象経費として計上する場合は、保管しておく必要があります。</p> <p>ウ 残量や使用履歴がわかる書類(受払簿、任意様式)を作成し、購入する原材料等を適切に管理してください。消滅等により原材料等が後に確認できない場合は、使用状況に合わせて写真を撮影してください。</p> <p>エ 量産化に向けた経費は対象ではありません。</p> <p>オ 支払報告書を提出する際、どの用途で使ったか、詳細の報告が必要です(任意様式)</p>
機械装置・ 工具器具費	<p>当該研究開発の実施に直接使用する機械装置・工具器具等の購入、リース、レンタル、改良、据付費用に要する経費 〔例：試作品を製作するための試作金型、計測機械、測定装置〕</p> <p><注意事項></p> <p>ア 試作金型に係る費用は、委託・外注費ではなく本経費に含めてください(最小限)。</p> <p>イ パソコンやソフトウェア等汎用性のある設備の購入経費は対象外ですが、当該開発期間中であつ、補助対象期間内に支払い額が分かるリース契約の場合のみ補助対象とします。</p> <p>ウ 原則として機械装置等は自社もしくはグループ構成企業の所有でその企業の工場に設置するものを補助対象とします。</p> <p>エ 量産化に向けた機械装置等の購入に要する経費は対象ではありません。</p> <p>オ 改良とは、機能を高め又は耐久性を増すために行うものです。</p>
産業財産権 出願・導入 費	<p>1 開発した製品等の特許・実用新案等の出願に要する経費</p> <p>2 特許・実用新案等(出願、登録、公告され存続しているもの)を他の事業者から譲渡又は実施許諾(ライセンス料を含む)を受けた場合の経費</p>

経費区分	内 容
委託費 外注費	<p>1 委託 自社内で直接実施することができない当該研究開発の一部を外部の事業者等に依頼する経費で、実施するものにおいて創意工夫、検討が必要なもの 〔例：開発、試験等〕</p> <p>2 外注 自社内で直接実施することができない当該研究開発の一部を外部の事業者等に依頼する経費で、仕様書等において実施内容を具体的に指示できるもの 〔例：製造・改造・加工、試料の製造・分析鑑定、マーケティング・モニター等調査費、デザイン、翻訳等〕</p> <p>3 事業共同組合等が行う研究開発等で、その構成員である中小企業に研究開発を委託する経費</p> <p><注意事項> ア 第三者へ再委託された経費は補助対象となりません。 イ 企画・認証取得に要する経費は補助対象となりません。 ウ <u>委託・外注費については、補助対象経費の2分の1未満とします。</u></p>
市場開拓費 (実用製品化・新事業提案コースのみ対象)	<p>市場調査（サンプル配布等）、販路拡大（見本市出展等）、販売促進（ホームページ、チラシ作成等）のために要する費用</p> <p><注意事項> ア 原則、交通費、宿泊代は補助対象となりません。（但し、海外見本市出展の場合、1名分の航空運賃および搬出入前後含む会期の現地宿泊費は対象とする。） イ <u>市場開拓費については、補助対象経費の2分の1未満とします。</u> ウ 試作品開発コースは、補助対象となりません。 エ 展示会出展に関しては、出展・支払いまでが完了したものを対象とします。</p>
専門家指導費	<p>外部（専門家）から技術指導を受ける場合に要する経費 〔例：謝礼金等〕</p> <p><注意事項> ア 技術指導の受け入れの状況が分かる日報等（任意様式）を作成してください。 イ 技術開発要素を伴わない指導は補助対象となりません。</p>
直接人件費	<p>製品・技術・サービス開発の研究や試験に要する人件費（外注・委託に要する費用は除く） 一時間あたり 2,300 円、一日あたり 8 時間を限度とします。（本人・家族の分を除く）</p> <p><注意事項> ア <u>直接人件費は、補助対象経費の2分の1未満とします。</u> イ 補助対象者は、雇用保険被保険証等申請者との関係を証明する書類が必要となります。 ウ <u>申請時の添付書類として申請事業の研究開発に関する人件計画書が必要です。（任意様式）</u></p>
産学連携に係る費用	<p>大学等研究機関との共同研究、委託研究、技術移転等に係る経費</p> <p><注意事項> 申請時の添付書類として大学等研究機関との契約書等の写しが必要です。</p>
その他費用	<p>上記に掲げる経費以外で、事業化のため補助の対象とすることが適当と認められる費用</p>

<対象外経費の例> 経営コンサル費、文房具等事務用品、パソコン（周辺機器）、車、バイク等汎用品
※親会社、子会社、グループ企業等関連会社、株主の親族や役員の親族が経営する会社等との取引は対象外。

7 補助対象期間

令和8年度新製品・新事業開発補助金は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までに支払い、納品等が完了した経費が対象になります。

※共同研究等の費用については、1年分を上限として補助対象とすることができます。

8 申請制限

申請者が申請できるのは一つの事業とします。

9 申請における留意点

- (1) 提出された書類に不備又は記入もれ等がないように記入してください。
- (2) 提出する書類の作成については、区の中小企業相談員が相談に応じます。提出前に1度は相談を受けただくことをお勧めします。相談は予約制になっていますので、足立区産業経済部企業経営支援課（電話 3880-5496）までご連絡ください。
- (3) 経費の見込額は、見積書等でその内訳を明確に示すことができる適正な金額を記入してください。
海外取引の場合、外貨支払の円換算については、当該外貨使用の際（見積りの際は見積書に記された日付）の両替レートを適用する等、客観的に確認が可能な方法により計算してください。また、海外で発行する証明書や経理関係書類については、日本語訳の添付が必要です。
- (4) 必要に応じて、事業内容の補足説明となる資料を添付してください。
- (5) 提出した書類・資料等はお返しいたしません。また、一度提出した書類を訂正することや、差し替えることはできません。
- (6) 必要に応じて、事業内容について調査を行います。
- (7) 申請書提出時および面接審査には、原則として代表者本人がお越しください。
- (8) 応募内容の詳細は非公開としますが、一部、概略を広報等に掲載する場合があります。応募内容に関する秘密事項については、あらかじめ、応募者自身で法的保護を行う等の対応をお願いします。

10 提出先および申請期間

(1) 提出先窓口

足立区 産業経済部 企業経営支援課 イノベーション推進担当
〒120-8510 足立区中央本町 1-17-1 南館 4階
電話 03-3880-5496 FAX: 03-3880-5605

(2) 申請期間

令和8年4月6日（月）～6月5日（金）（土日祝日を除く、午前9時～午後4時）
（郵送の場合は、書類必着）

窓口での申請書の提出は混雑緩和を図るため、予約制で受け付けます。提出予定日の1週間前までに、希望の日時をご連絡ください。ただし、ご希望に添えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

(3) 注意点

提出書類に不備又は記載漏れ等がないようご注意ください。原則として、一度提出した書類を訂正することや、差し替えることはできません。また、提出した書類や資料等は返却しません。

11 選考・審査

事業内容の選考は、第1次審査（書類選考）及び第2次審査（面接選考）を行います。

第1次審査を通過した方については、第2次審査（面接選考）を行います。第1次審査後に結果を通知します。

選考審査のポイント

- ◇ 製品、技術、サービス等へ新規性や成長性があり、市場性がある事業か。
- ◇ 事業計画（内容・時期）が明確であるか。
- ◇ 資金計画に確実性があるか。
- ◇ 課題克服と事業化の達成見通しが妥当であるか。
- ◇ 継続的・持続的に足立区内で展開する事業として適当であるか。
- ◇ 雇用増加や社会貢献度が高い事業であるか。
- ◇ 足立区の地域課題の解決に寄与できる事業か。

12 選考結果の通知

事業内容の審査・選考の結果は、区から申請者あてに「採択通知書」又は「不採択通知書」により通知します。選考・審査の経過や不採択の理由等に関する問い合わせには、一切応じません。

補助金対象に採択された事業については、「採択通知書」によって、今年度に補助金の対象となる経費（補助対象経費）とその交付額（補助金交付限度額）を通知します。

なお、採択された事業であっても、資金計画又は事業計画等の内容について、経費見込額の内訳や根拠の詳細な説明を求める場合があります。また、資金計画等を審査した結果、補助金交付限度額が申請時の希望額に満たないことがあります。もし、採択された内容に同意できない場合は、申請の取り下げをすることになります。取り下げ方法は区の担当課へお問い合わせください。

13 取引先への支払い

採択された事業については、補助金の対象として認められた経費の支払い（取引先への支払い等）は、金融機関又は郵便局からの振込払いを原則とします。また、振込払いを行った場合でも、支払先（取引先等）から必ず領収書及び納品書の発行を受けてください。（区へ補助金を請求する際に、通帳、領収書、納品書の3点は支払いを証明する書類として必要になります。）

14 支払報告書兼補助金交付申請書の提出

申請者は、「支払報告書兼補助金交付申請書」を区に提出することによって対象経費の支払いが完了したことを報告し、その経費について補助金を申請することになります。

原則として「支払報告書兼補助金交付申請書」は、複数回に分けて提出や年度途中で申請することはできません。（事業の1年間の実績状況を確認することが条件となっている為）

(1) 提出内容

申請者は、支払いが完了した補助金対象経費について「支払報告書兼補助金交付申請書」（様式第6号）を作成し、支払金額およびその内訳を区へ報告してください。

(2) 添付書類

支払報告書兼補助金交付申請書（1部）に支払証明書類（見積書、契約書又は請書、納品書、請求書、領収書、振込明細、通帳、出納帳等）の原本および写し各1部及び納品書（又は作業の報告書）を添付

して窓口まで直接持参して提出してください。

試作品開発コースの場合は、開発証明書類（仕様書、試験報告書、図面、写真、設計書等）の原本および写し各 1 部、又は実用製品化・新事業提案コースは事業化されたことが証明できる書類（売上票、納品書等）が必要になります。

人件費については、所定の勤務実績表及び対象者に支払ったことが確認できるもの（領収書、給与明細、振込明細等）、雇用保険資格取得等確認通知書の提出が必要です。証明書類の原本は、写しと内容が一致していることを確認した後、その場でお返しします。なお、証明書類の添付がない場合や、支払行為の内容・時期が確認できない場合は、補助金の対象とならないことがあります。

（3）提出時期

「支払報告書兼補助金交付申請書」は、補助金の対象経費の支払完了後、すぐに提出してください。

なお、今年度中に補助金の対象経費の支払いが全て完了しない場合は、今年度中に支払いが完了（見込みも含む）している分までを「支払報告書兼補助金交付申請書」により、区が指定した期日までに区へ報告してください。

期日までに「支払報告書兼補助金交付申請書」および添付書類の提出がない場合は、補助金の交付が受けられなくなります。（※3月中旬から下旬にかけて対象経費の支出がある場合には、事前に区担当課までご連絡いただければ個別対応いたします。）

15 補助金額の決定

補助金額の決定については、交付決定を受けた事業の目標が達成されていることが条件になります。また、金額は、実績報告書等の内容を確認した後に決定し、申請者に「補助金額決定通知書」（様式第7号）によって通知します。ただし、「採択通知書」に記された交付限度額を超えることはありません。（※補助金の決定は、審査を通過した場合に限ります。）

16 補助金の請求

「補助金額決定通知書」を受けた申請者は、同封されている「補助金交付請求書兼口座振替依頼書」（様式第8号）によって、区の指定した期日までに補助金の交付請求を行ってください。

17 補助金の受け取り

補助金は、原則として指定された金融機関口座への振り込みによる一括払いで区から交付されます。振り込み先の口座は、「補助金交付請求書兼口座振替依頼書」によって、申請者名義（個人の場合は本人名義、法人の場合は会社名義）の口座を指定することになります。他者の口座を指定することはできません。個人が法人名義の口座を指定することや、法人が個人名義となっている口座を指定することもできません。

18 その他

- （1）採択された事業は、採択後から補助金交付までの期間中、事業展開の状況等について、区からの調査を受けることになります。
- （2）補助金の交付を受けた事業は、区から報告を求められた場合に、区の指定した方法により事業活動の内容を報告することになります。
- （3）次に該当した場合、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことになります。また、すでに交付された補助金がある場合は、足立区補助金等交付事務規則に基づき、補助金額の全額又は一部を返還していただくことがあります。

- ア この要項で定める支給要件を欠いたとき
 - イ 補助対象事業を中止又は変更したとき
 - ウ 補助対象となった経費以外の用途に使用したとき
 - エ この要項又は区が求めた書類、証明書等の提出がなされなかったとき
 - オ 区に提出した申請書、事業計画書、その他添付資料等に虚偽の記載をしたことが判明したとき
 - カ 区への定期的な報告を行わなかったとき
 - キ 事実と反して交付申請の取り下げ、事業内容の変更、事業活動の中止又は廃止等について、区への届出を行わなかったとき
 - ク この要項に記載された事項に違反したと認められるとき
- (4) 補助金の決定を受けた事業を中止又は変更する場合は、事前に届出を行い、その承認を得ることが必要です。原則として、正当な理由がない限り、変更は認められません。
- (5) **補助金の交付を受けた事業に係る経理について、帳簿や支出根拠となる証拠書類については、事業完了後5年間は、管理・保管する義務を負っていただきます。また、事業の実施結果について報告書を提出していただきます。**
- (6) 採択された事業名、事業概要、事業者名は、区の広報やホームページに掲載します。応募内容に関する秘密事項等については、あらかじめ、応募者自身で法的保護を行う等の対応をお願いします

(別表) 補助対象となる法人の範囲

補助対象者の要件で掲げる「法人」とは、以下の「出資者・役員の基準」に合致し、かつ、業種ごとに「資本金基準」又は「従業員基準」のどちらか一方を満たした中小企業者とします。

ただし、NPO法人、一般社団法人、社会福祉法人、医療法人等は補助対象となりません。

業 種	資本金基準	従業員基準	出資者・役員の基準
製造業、建設業、運輸業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、その他（以下を除く）	3 億円以下	300 人以下	株式総数又は出資総額の 1/2 以上を、大企業又は区外企業が所有していないこと。 役員総数の 1/2 以上の者が大企業の役員や職員等を兼ねていないこと。
卸売業	1 億円以下	100 人以下	
サービス業	5,000 万円以下	100 人以下	
小売業	5,000 万円以下	50 人以下	

※ 「大企業」とは、中小企業基本法に定める中小企業者以外の法人

※ 本部とフランチャイズ契約を締結しているチェーン店、フランチャイズ店は対象外です。

【担当】

足立区 産業経済部 企業経営支援課 イノベーション推進担当

〒120-8510 足立区中央本町 1-17-1 南館4階

電話：03-3880-5496 FAX：03-3880-5605

◇◇ よくある質問Q & A ◇◇

Q1 申請様式はどこでもらえますか？

A1 企業経営支援課の窓口で配布するほか、足立区ホームページ（<https://www.city.adachi.tokyo.jp/>）のトップページ「仕事・産業」→「中小企業支援」→「助成金・補助金」→「新製品・新事業開発補助金のご案内」からダウンロードできます。

Q2 申請内容が「補助金対象事業」に該当するか分かりづらいのですがどうしたらいいですか？

A2 担当にご確認ください。なお、より実現性の高い提案とするため、区の中小企業相談員に相談を受けていただくことをお勧めします。

Q3 経費総額見込額が400万円の事業を実用製品化・新事業提案コースで申請しようと思いますが、この事業が採択された場合、補助金がいくら交付されますか？

A3 経費総額見込額が全て認定された場合、補助金交付限度額は経費の1/2ですので、上限200万円になります。

Q4 令和9年3月31日までの間に試作品の開発から実用製品化にむけて改良、試験評価まで一貫して行う予定の場合、「試作品開発コース」と「実用製品化・新事業提案コース」両方のコースに申請することができますか？

A4 申請できるのは1コースに限ります。実用製品化に向けて取り組む場合は、補助金額の高い「実用製品化・新事業提案コース」を選択してください。

Q5 試作品の製作を委託する場合、経費の計算についてどのようにしたらいいですか？

A5 製作を外部に委託する場合は、その経費は「委託・外注費」に計上してください。

Q6 試作品の製作に必要な機械装置やソフトウェアの購入費は、補助の対象になりますか？

A6 パソコンやソフトウェアの購入費については補助の対象としていません。ただし、新事業を提案するために自社でソフトウェアの開発に係る経費やパソコン、ソフトウェアのリースについては対象となります。

Q7 NPO法人がこの補助金を申請することはできますか？

A7 NPO法人、一般社団法人、社会福祉法人、医療法人等は、この補助金の対象外のため申請することはできません。

Q8 本社は足立区外ですが、申請する事業については主に足立区内の事業所で活動します。このような場合でも足立区内に本社がないと申請できませんか？

A8 3月末日までに本社を足立区内に移転した場合、申請可能です。ただし、主たる事業所も足立区内に移転しないと申請できません。

Q9 現在、自社で販売している製品についても、経費に対して補助金の交付を受けることができますか？

A9 自社で販売している製品を高性能化のための改良については実用製品化・新事業提案コースで、対象になります。

Q10 申請した事業が採択された場合、いつまでに支払った経費が補助金の対象になりますか？

A10 今年度の補助金対象期間は令和8年4月1日～令和9年3月31日までに支払い、納品等が完了した経費が補助金の対象となります（展示会出展についても同様。）

Q11 申請のために行った調査費用や資料の印刷費用等は補助金の対象になりますか？

A11 補助金の対象外です。補助金の対象となるのは、事業を行うための経費のみです。

Q12 応募様式の書き方や何を添付したら良いのか分からないことがあるのですが？

A12 提出書類の作成については、区の中小企業相談員が相談に応じます。1度は相談を受けていただくことをお勧めします。相談は予約制ですので、企業経営支援課（03-3880-5496）までご連絡ください。

Q13 申請は郵送でもできますか？

A13 令和8年6月5日必着で受け付けします。ただし、郵送される前に、担当までご連絡ください。また、郵送申請の場合、原則として、書類に不備や記載漏れ等があった場合でも訂正や差し替えはできませんので、あらかじめご了承ください。

Q14 選考審査で第1次審査を通過した場合、第2次審査ではどのようなことを行うのですか？

A14 第2次審査では面接を行います。事業の特徴や市場性、開発するものの革新性等を説明していただきます。また、事業計画や資金計画等について審査委員からの質問に答えていただきます。

Q15 申請した事業が採択されましたが、事業展開するための資金が不足してしまいました。経費の支払いに補助金を充てたいので、経費を払う前に補助金を交付してもらえますか？

A15 補助金は事後払いです。事前払いは一切行いません。したがって、補助金が交付されるまでは申請者が経費を全額負担します。資金計画も重要な選考項目です。

Q16 申請した事業が完了しないと補助金は交付されませんか？

A16 本補助金の交付には、補助対象事業が補助対象期間内(令和9年3月31日まで)に完了し、同期間内に実績報告書等をご提出いただくことが必要です。

Q17 補助金の対象となった経費を取引先に支払うことになったのですが、現金で支払っても領収書をもらえばいいですか？支払方法は決まっていますか？

A17 現金払いは行わず、金融機関からの振込払いで支払いを行ってください。また、振込による支払いを行った後で取引先から必ず領収書を受け取ってください。どうしても振込払いができない場合は、必ず事前に担当課にご相談ください。インターネット決済の場合は、請求書と該当する通帳の確認が必要になります。

Q18 当初、申請した事業の経費は500万円で採択されました。しかし、実際に要した経費は見込みを上回ってしまい、600万円になってしまいました。補助金交付限度額は250万円として採択されましたが、実際に要した経費の1/2の300万円が補助金として交付されるのでしょうか？

A18 採択された時の補助金交付限度額が上限額ですので、実際の経費が見込額を上回ったとしても、その額を超えることはできません。(この場合では、補助金は250万円までとなります。)
なお、実際に要した経費が見込額を下回った場合はその1/2となり、実際の補助金額は採択された時の補助金交付限度額を下回ります。

Q19 補助金を申請した後で法人登記を行いました。申請した事業が採択され、補助金の交付を受けることになりましたが、個人名義の口座を受取口座として指定することはできますか？

A19 補助金の交付請求を行う時点で法人となっている場合は、個人名義の口座を受取先に指定することはできません。また、個人事業者が法人名義の口座を指定することもできません。個人が法人化する等申請時から事業形態に変更が生じた場合は、必ず担当課へ連絡し変更申請をしてください。

Q20 個人事業として開業し、途中で法人化しました。法人化してからは3年を経過していませんが、個人事業から起算すると創業3年以上になります。申請することはできますか？

A20 個人事業の時と法人化した後の事業が同じものであれば申請ができます。事業については、確定申告書の職業欄及び登記簿謄本の目的欄から確認させていただきます。なお、法人から個人事業者になった場合も同様です。

Q21 以前にビジネスチャレンジコースに採択され、補助金の交付を受けたことがあります。別のプランを考えていますが、申請することはできますか？

A21 別のプランなら、申請できます。

Q22 新たな事業プランを考えています。スタートするための人件費や店舗を借りる経費は対象となりますか？

A22 令和8年4月1日から事業が完了までの人件費は対象となりますが、店舗の貸借料や購入費は対象外となります。

Q23 採択された場合のメリットについて教えてください。

A23

- (1) 補助金が支給されます。
- (2) 担当の中小企業診断士がマンツーマンで支援し、事業成功のお手伝いをします。
- (3) 公社ニュース「トキメキ」や足立区のホームページ等において、採択企業名・事業名を紹介します。
- (4) 足立区の新製品・新事業開発補助金に採択されたことを自社のホームページ等でPRでき、信用力が高まります。

Q24 二酸化炭素排出ゼロに向けた事業とは何ですか？

A24 二酸化炭素の排出を抑えるための新製品の開発や新サービスの提供等です。
(例) 自家発電のための新製品の開発・販売 など

Q25 二酸化炭素排出ゼロに向けた事業でないと申し込みはできませんか？

A25 無理にご自身の事業と結びつける必要はありません。それ以外の事業も大歓迎です。